葛城市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）及び葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成３０年葛城市条例第１号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第２条　法第７９条第１項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業者指定申請書（様式第１号）により行うものとする。

２　法第７９条第１項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第３条　法第８２条の規定による届出は、施行規則第１３３条第１項に掲げる事項の変更に係るものにあっては指定居宅介護支援事業者指定内容変更届出書（様式第２号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては指定居宅介護支援事業者指定廃止・休止・再開届出書（様式第３号）により、それぞれ行うものとする。

（指定の更新の申請）

第４条　法第７９条の２第１項の規定による更新の申請は、指定居宅介護支援事業者指定更新申請書（様式第４号）により行うものとする。

（都道府県等への情報提供）

第５条　市長は、前３条の規定に基づく申請又は届出があった場合で、市長が指定又は受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3)　指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（公示）

第６条　法第８５条の規定による公示は、同条各号の措置に係る事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　指定居宅介護支援事業者の名称

(2)　指定に係る事業所の名称及び所在地

(3)　指定、事業廃止届出書の受理又は指定の取消しの年月日

(4)　指定の全部又は一部の効力を停止した場合のその内容及びその期間

(5)　サービスの種類

（記録の整備）

第７条　条例第３１条第３項第１号の市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　居宅サービス計画書

(2)　サービス担当者会議等に係る記録

(3)　勤務形態一覧表、勤務簿又はタイムカード等従業員の勤務実績に関する記録

(4)　サービス利用票

(5)　介護給付費明細書

(6)　個別サービス計画

(7)　給付管理票

(8)　加算の算定要件を確認できる記録

(9)　その他請求内容の基礎となる記録

（報告）

第８条　条例第３２条に規定する報告は、市長が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報を記入した書面により行うものとする。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、指定居宅介護支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成３０年１０月１日から施行する。